

令和5年度徳島県女性医師等就労支援事業実施要領

1 事業の目的

本県の医療機関における、医師の確保・定着を図り、安定的な医療提供体制を構築するため、これまでより充実した「子育て支援」、「キャリア形成支援」に資する環境整備に対する支援を図る。

2 事業の内容

- (1) 子育て中の女性医師等の「離職防止」や「再就業の促進」を図るため、仕事と家庭が両立できる働きやすい職場環境の整備を行う医療機関に対する代替職員の確保に係る支援（以下「医師就労環境改善支援事業」という。）
- (2) 子育て中の女性医師等の「キャリア形成」を支援し、県内定着を促進するため、県内で開催する専門医の取得、更新に必要な学会・講習会等の会場への託児所の設置に係る支援（以下「講習会等託児所設置支援事業」という。）

3 補助事業者

本事業における補助事業者は、次のとおりとする。

- (1) 医師就労環境改善支援事業
医師の仕事と家庭が両立できる働きやすい職場環境の整備を行う県内の医療機関
(例) 短時間勤務の実施、時間外勤務の免除、宿日直の免除 等
- (2) 講習会等託児所設置支援事業
県内で開催する専門医の取得、更新に必要な学会・講習会等の主催者

4 補助対象期間

令和5年7月6日から令和6年3月31日までとする。

5 補助対象経費

- (1) 医師就労環境改善支援事業
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する医師の育児参加のために必要となる代替職員の人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）
※ただし、次の場合は、補助対象経費に含めない。
 - ① 育児休業等連続した休暇を取得する医師の代替職員の経費
 - ② その他、医師の育児参加のために必要な代替と認められない経費
- (2) 講習会等託児所設置支援事業
県内で開催する専門医の取得、更新に必要な学会・講習会等において託児所の設置に要する経費（人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、旅費、使用料及び賃借料、委託料）

6 補助基準額等

本事業について、予算の範囲内で補助を行う。

(1) 医師就労環境改善支援事業

○補助基準額：代替職員 1 回あたり上限 1 0 0 千円

○補助率：1 / 2

○補助上限：5 0 0 千円（1 医療機関あたり）

(2) 講習会等託児所設置支援事業

○補助基準額：開催 1 日につき上限 4 8 千円

○補助率：1 0 / 1 0

○補助上限：1 4 4 千円（1 開催あたり）

7 補助の流れ

(1) 補助事業者は、所定の交付申請書及び添付書類を県に提出する。

(2) 県は、交付申請書等を精査し、必要に応じて補助事業者と事業費等の調整を行う。

(3) 県は、補助事業者に対して補助金交付決定を行う。

(4) 補助事業者は、補助対象経費等に変更があった場合は、必要に応じて補助事業変更（中止・廃止）承認申請書及び添付書類を提出する。この場合、県は提出書類を精査し、補助金変更交付決定を行う。

(5) 県は、事業終了後に、補助事業者からの実績報告書の提出を受け、審査後に適切と認められた場合、補助事業者に補助金を交付する。

8 他の補助金等との重複の禁止

当該事業の実施にあたり補助要件に該当する場合であっても、国、県、その他の補助金等を受けている場合は、本補助金の補助対象とすることはできない。

9 その他

(1) 予算の状況によっては、基準額又は上限額に満たない額で交付決定する場合がある。

(2) 当該補助金に係る帳簿及び証拠書類等については、交付要綱が定める期間適切に保存すること。

10 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県保健福祉部医療政策課 担当：里見

電話 088-621-2212 ファクシミリ 088-621-2898

メールアドレス satomi_yuu_1@pref.tokushima.jp